

子ども・子育て支援事業計画（案）への意見募集（概要）

1 はじめに

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が成立しました。この3法に基づいて、待機児童の解消、保育・教育の質の向上、地域子育ての支援に取り組む「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格的に開始する予定です。この「子ども・子育て支援新制度」の開始にあたり、子育て支援の質・量を高め、安心して仕事と子育ての両立が図られるようにするため、市で計画を定めます。

この計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供の確保及びそれに関連する業務の円滑な実施に関し定めるとともに、平成26年度に終了年度を迎える吉川市次世代育成支援対策地域行動計画についても、法に基づき設定された地域における子育て支援事業（12事業¹）を中心とした成果を引継いでいます。この計画について、皆様のご意見を募集します。



2 意見募集概要

（1）意見募集の期間

平成26年10月15日（水）～11月14日（金）まで

（2）意見の提出方法

各閲覧場所に設置の用紙、または任意の用紙に意見、住所、氏名又は団体名（代表者名）を記入し、備え付けの投函箱又は直接、郵送、ファックス、メールにて提出。

（3）意見の公表

お寄せいただいたご意見は、策定にあたっての参考とさせていただきます。また、ご意見に対する市の考え方をホームページにて公表いたします。

¹ 地域における子育て支援事業（12事業）：①通常保育事業、②特定保育事業、③延長保育事業、④夜間保育事業、⑤トワイライトステイ事業、⑥休日保育事業、⑦病児・病後児保育事業、⑧放課後児童健全育成事業、⑨地域子育て支援拠点事業、⑩一時預かり事業、⑪ショートステイ事業、⑫ファミリー・サポート・センター事業

(4) 留意事項

- ① 記載いただいた個人情報については、提出されたご意見の内容を確認させていただく場合に利用します。また、個人情報は吉川市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。
- ② ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ③ 電話や口頭によるご意見はお受けできませんのでご了承ください。

3 主な内容

(1) 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。ただし、社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化等に迅速に対応していくため、必要に応じて、計画の見直しを行います。

計 画	平成22～	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	平成26年度					
第5次吉川市総合振興計画 (前期：平成24年度から平成28年度) (後期：平成29年度から平成33年度)		→				
吉川市次世代育成支援対策地域行動計画 (後期：平成22年度から平成26年度)	→					
吉川市子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度から平成31年度)		→				

(2) 計画策定の経過

この計画の策定にあたっては、幅広い意見を計画に反映させるため、現在子育てをしている就学前児童及び小学生児童の保護者の方にニーズ調査を実施し、子育ての実態をお伺いするとともに、学識経験者や関連団体の代表の方、市民の方々に組織した「吉川市児童福祉審議会」の中で、平成25年度から2年間をかけ、計画内容等の審議を行っています。



(3) 計画の基本理念

この計画では、各施策の基本的な考え方を示すものとして、3つの基本理念を定めています。

1. 子育てに対する不安や孤立感を減らすために

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できるまちづくりを目指します。

2. 安心して妊娠、出産、育児ができるために

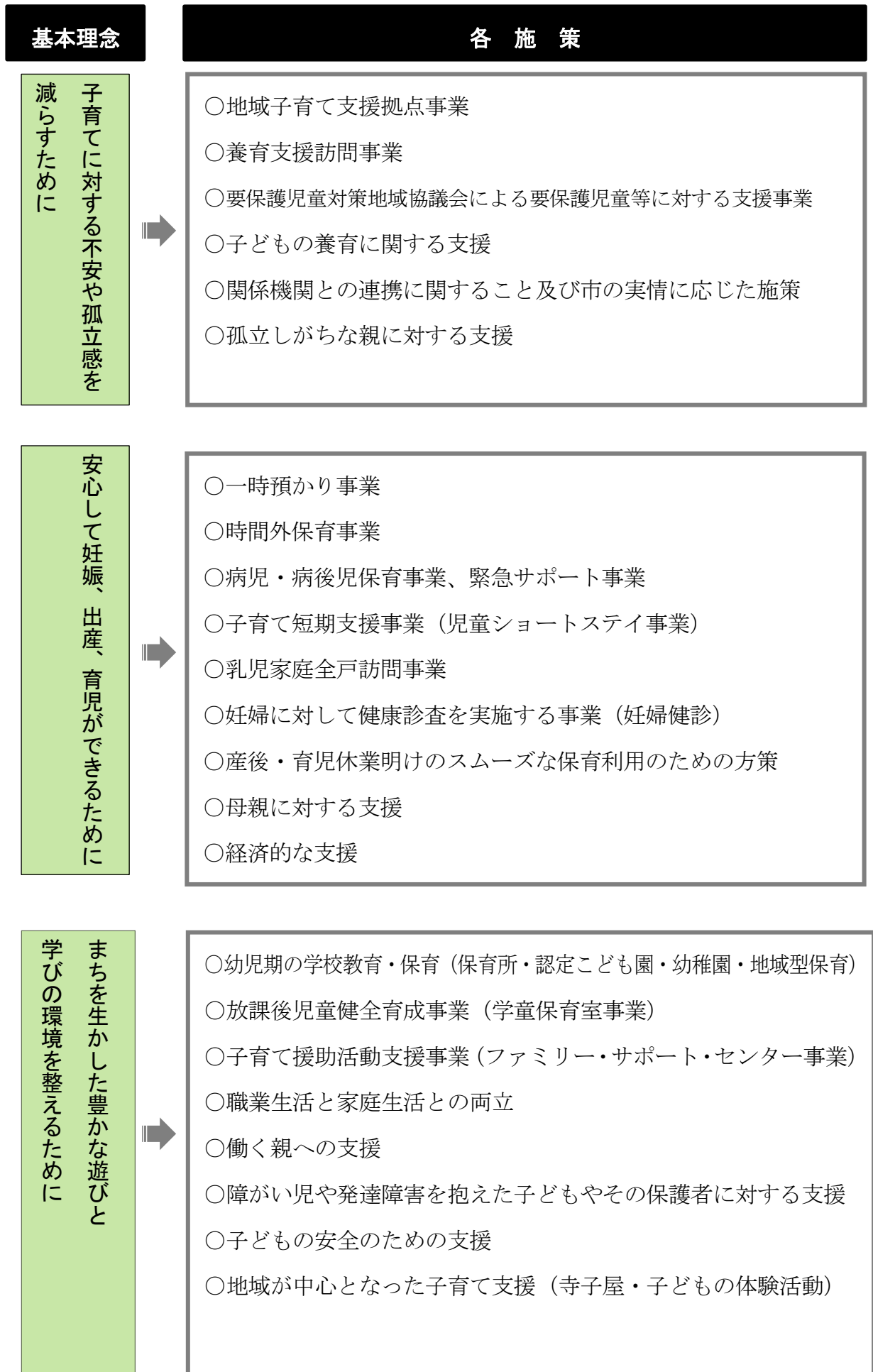
子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住み慣れた地域で安心して妊娠、出産、育児のできる総合的な支援体制の充実を目指します。

3. まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整えるために

家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域、行政が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子ども達が、心身ともにたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域とともに子どもを育むまちづくりを目指します。



(4) 計画の施策体系



(5) 教育・保育提供区域

この計画では、中学校区を教育・保育提供区域として設定しています。区域設定は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給ができていないかを計画の中で客観的に見ていくためのものであり、設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案することが必要となります。

なお、この区域については、利用者がこの区域の範囲でサービスを受けなければならないというものではありません。

各中学校区の特徴

中学校区	特 色	児童数	
東中学校区	児童数は、ほかの区域と比較し、最も少ない区域である。区域内面積は、1番広く、市内南北に区域が広がっていることが特徴である。	未就学児	609 人
		就学児	877 人
		計	1,486 人
中央中学校区	児童数は南中学校区域に次いで2番目である。土地区画整理事業は施行中であることから、人口増に伴い子育て世帯の増加が予想される。	未就学児	1,509 人
		就学児	1,731 人
		計	3,240 人
南中学校区	3つの区域の中で、最も児童数が多い区域である。住宅等の整備が進行していることから、人口増に伴い子育て世帯の増加が予想される。	未就学児	2,237 人
		就学児	1,779 人
		計	4,016 人

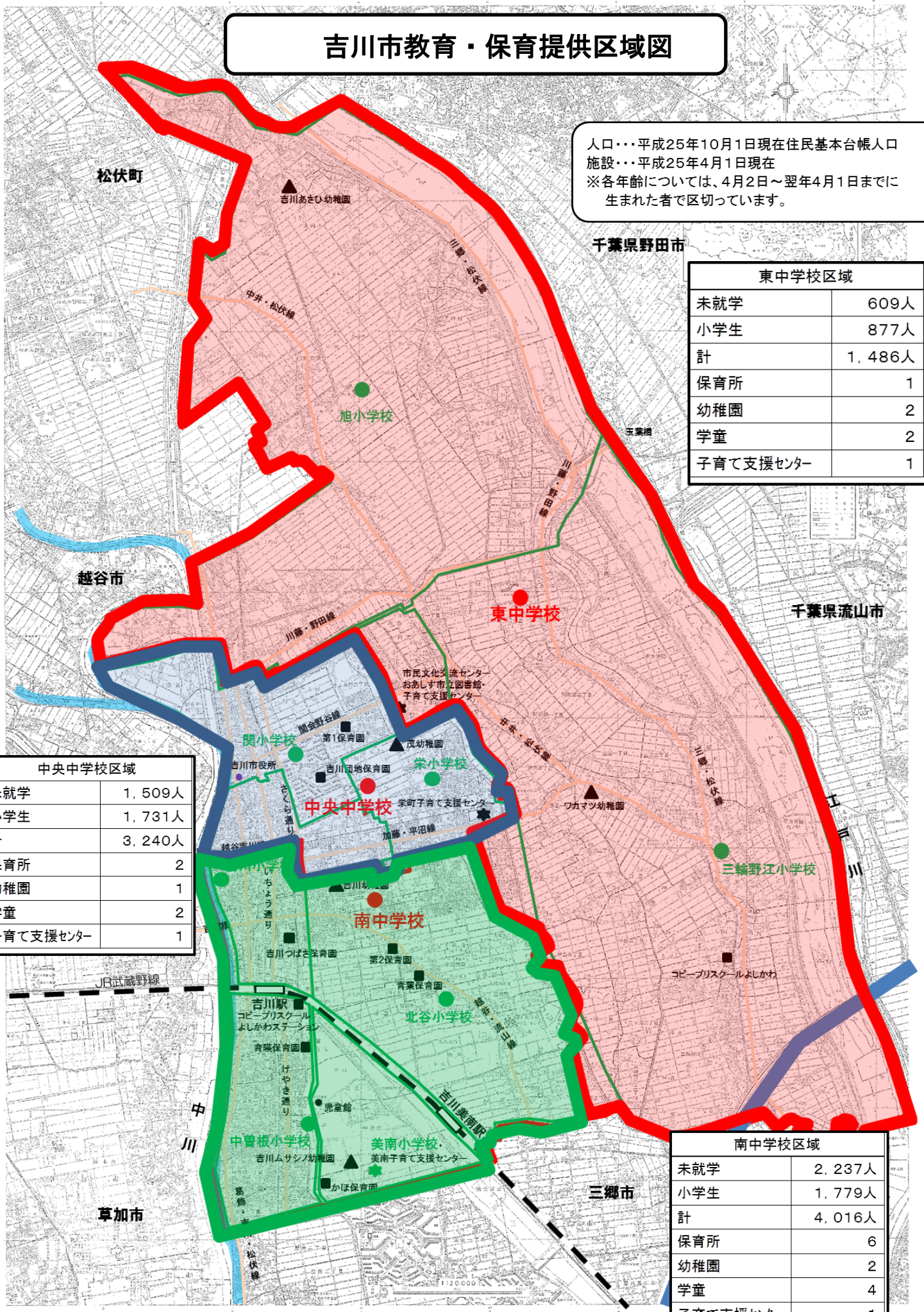
吉川市教育・保育提供区域図

人口・・・平成25年10月1日現在住民基本台帳人口
 施設・・・平成25年4月1日現在
 ※各年齢については、4月2日～翌年4月1日までに
 生まれた者で区切っています。

東中学校区域	
未就学	609人
小学生	877人
計	1,486人
保育所	1
幼稚園	2
学童	2
子育て支援センター	1

中央中学校区域	
未就学	1,509人
小学生	1,731人
計	3,240人
保育所	2
幼稚園	1
学童	2
子育て支援センター	1

南中学校区域	
未就学	2,237人
小学生	1,779人
計	4,016人
保育所	6
幼稚園	2
学童	4
子育て支援センター	1



(6) 幼児期の学校教育・保育

この計画では、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めています。なお、現在の幼稚園、保育所、認可外保育施設等の利用状況に、利用希望等を踏まえて以下の区分で設定し、各中学校区の特徴を踏まえた量の見込み及び提供体制の確保を行います。

(1) 保育の必要性の認定区分

認定区分	認定の内容	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育 (小規模保育)

(2) 中学校区域別の幼児期の学校教育・保育に係る提供体制の確保

ア 全体

	1年目（平成27年度）			2年目（平成28年度）				
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定		
① 量の見込み	1,385人	571人	480人	1,363人	583人	487人		
② 内容 の 保 の	認定こども園 幼稚園・保育所	1,745人	530人	297人	1,745人	641人	386人	
	小規模保育及び 地方単独事業		4人	64人		4人	64人	
②-①	360人	▲37人	▲119人	382人	62人	▲37人		
3年目（平成29年度）			4年目（平成30年度）			5年目（平成31年度）		
1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
1,329人	589人	494人	1,298人	595人	494人	1,271人	603人	494人
1,759人	686人	422人	1,759人	686人	422人	1,759人	686人	422人
	4人	83人		4人	83人		4人	83人
430人	101人	11人	461人	95人	11人	488人	87人	11人

イ 中学校区域別

(1) 東中学校区域

		1年目（平成27年度）			2年目（平成28年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み		470人	46人	34人	462人	47人	34人
② 内 確 保 の	認定こども園 幼稚園・保育所	645人	55人	35人	645人	55人	35人
	地域型保育事業 (小規模保育)			0人			0人
②-①		175人	9人	1人	183人	8人	1人

3年目（平成29年度）			4年目（平成30年度）			5年目（平成31年度）		
1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
451人	47人	35人	440人	48人	35人	431人	48人	35人
645人	55人	35人	645人	55人	35人	645人	55人	35人
		0人			0人			0人
194人	8人	0人	205人	7人	0人	214人	7人	0人

(2) 中央中学校区域

		1年目（平成27年度）			2年目（平成28年度）		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み		241人	114人	89人	237人	117人	90人
② 内 確 保 の	認定こども園 幼稚園・保育所	450人	138人	72人	450人	138人	72人
	地域型保育事業 (小規模保育)			19人			19人
②-①		209人	24人	2人	213人	21人	1人

3年目（平成29年度）			4年目（平成30年度）			5年目（平成31年度）		
1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
231人	118人	91人	226人	119人	91人	221人	121人	91人
450人	138人	72人	450人	138人	72人	450人	138人	72人
		19人			19人			19人
219人	20人	0人	224人	19人	0人	229人	17人	0人

(3) 南中学校区域

		1年目 (平成27年度)			2年目 (平成28年度)		
		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み		674人	411人	357人	664人	419人	363人
② 内 確 保 の 容 保 の	認定こども園 幼稚園・保育所	650人	337人	190人	650人	448人	279人
	小規模保育及び 地方単独事業		4人	45人		4人	45人
②-①		▲24人	▲70人	▲122人	▲14人	33人	▲39人

3年目 (平成29年度)			4年目 (平成30年度)			5年目 (平成31年度)		
1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
647人	424人	368人	632人	428人	368人	619人	434人	368人
650人	493人	315人	650人	493人	315人	650人	493人	315人
	4人	64人		4人	64人		4人	64人
3人	73人	11人	18人	69人	11人	31人	63人	11人



(7) 地域子ども・子育て支援事業

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、ニーズ調査等による顕在、潜在ニーズ量の把握と子育て支援施策の課題分析を基に、次のような事業を設定しています。

<p>・地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育てについての相談ができるよう、子育て支援センターにおいて事業を展開します。</p> <p>地域子育て支援拠点事業</p> 	<p>・保護者の希望に応じて、4時間を標準とする幼稚園の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業期間中（春・夏・冬休みなど）に、在園児を対象として教育活動を行います。</p> <p>一時預かり事業（幼稚園型）</p> 	<p>・保育所の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、8時間を超えても時間外保育として保育を行います。</p> <p>時間外保育事業（延長保育事業）</p> 
<p>・家庭にて保育できない病気または病後回復期にある生後3か月から小学校3年生までの児童を看護師・保育士等が一時的に預かります。</p> <p>病児・病後児保育事業</p> 	<p>・放課後、保護者の就労などにより保育に欠ける児童（小学校6年生まで）を保護者に代わって保育します。</p> <p>放課後児童健全育成事業</p> 	<p>・子どもの預かりや送迎などの子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（協会員）が相互援助活動を行うものです。</p> <p>子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）</p> 
<p>・保健センターの保健師等が、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供と、養育環境の把握を行います。</p> <p>乳児全戸家庭訪問事業</p> 	<p>・妊婦健診事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されており、母子保健の向上を図ることを目的に実施している事業です。</p> <p>妊婦健診</p> 	<p>・養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を行います。</p> <p>養育支援訪問事業</p> 
<p>・虐待を受けている子どもや養育に問題があると思われる子どもの早期発見や適切な保護のために、関係機関の連携を図ります。</p> <p>要保護児童対策地域協議会</p> 	<p>幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策</p> <p>就学前の子どもに関する学校教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の趣旨及びニーズ調査における結果を踏まえ、認定こども園の移行について、これを促進していきます。小規模保育についても、3歳児以降については、連携施設の設定を行い、スムーズな移行を目指します。</p> <p>また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）については、「保幼小連絡協議会」をベースとして、情報交換や関係職員の力量を一層向上させスムーズな就学が可能になることを目指します。</p>	

※ この計画は、今後の国の動向等により、内容等が変更される可能性があります。